

飯南町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和3年10月22日(金)
招 集 場 所	飯南町農業活性化センター研修室
出 席 委 員	11名(1・2・4・5・6・7・8・9・10・11・14番)
欠 席 委 員	3名(3・12・13)
議 事 日 程	第1 議事録署名委員の指名 第2 報告事項 第3 議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について 第4 議第2号 農用地利用集積計画の決定について
出席した者の職氏名	事務局長 深石 尚志 書記 田邊 郁也
付 託 事 件	開会 9時30分
事務局	ただ今から令和3年度第6回飯南町農業委員会総会を開催致します。
議長	(議長からあいさつがなされたのち、出席委員11名との報告があり、飯南町農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立する旨の報告が行われた。続いて議事録署名者に8番委員、9番委員が氏名された。)
事務局	それでは、事務局より報告事項について説明をお願いします。
議長	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出書の受理について、時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記の取扱いについて、それぞれ資料に基づき説明。
事務局	続いて、議案審議に入ります。
議長	(7番挙手) 議案審議に入る前によろしいですか。
事務局	報告事項にある届出書について、住所や氏名等の個人情報をどこまでオープンにするのでしょうか。農業委員会の総会というのは農業委員会に関する法律で公表することとなっています。幸いにして今回は傍聴席に誰もいませんが、傍聴者が居たという立場に立ってみれば個人情報の取扱いとして、ある程度必要最小限の情報を公開するべきではないでしょうか。個人情報保護の観点からどこまで開示するのか、その辺りの取扱いは農業委員会ではどのようにしているのかをお聞きしたいと思います。

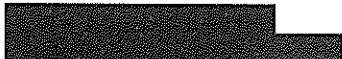







事務局	開示につきましては、ホームページで個人を特定できないような形で議事録の公表を行っております。
委員	先程も言いましたが、総会というのは公開の場ですので、どなたでも来ることができます。ホームページでは個人情報を消しているとのことですが、総会の場に傍聴者がおられた場合は氏名や住所が分かってしまいます。総会における個人情報の公開について、今までどのように取り扱われてきたのかお聞きしたいです。
事務局	今回の時効取得につきましては、審議案件ではありませんが、違法等があれば事務局に対して通知しなければいけないので、名前や住所も出して皆様で審議していただく必要があると思います。農業委員の皆様は公務員という方書きですので、守秘義務が発生しますが、傍聴される方についても当然、守秘義務が発生すると思います。
議長	今後、恐らく宣誓などで守秘義務を確約するような方法になると思います。報告事項や審議事項に個人名等が出てきますが、総会の場で審議するためには仕方がないことです。今回は報告事項についてのご意見でしたが、今後もそのように進めていきたいと思っております。
委員	これはあくまでも私の意見ですが、農地法第3条第1項の届出書について、最近は県外者の方が多くなってきています。そういった土地は果たして次に誰が耕作するのでしょうか。県外者の方が所有権移転を受けた場合、地域によっては人・農地プランなどがあるため、個人や法人に託されると思いますが、その農地を一体誰がどのように管理するのかということは、耕作放棄地を出さないという観点で非常に大切なことだと思います。
議長	ご意見ありがとうございます。 事務局から何かございますか。
事務局	委員も言われたとおり、人・農地プランで10年後に誰が耕作するのかなというように地域で話し合われています。この届出書につきましても、様式の中に中間管理機構への斡旋希望の有無を記載する箇所がありますが、ほとんどの方は耕作者が決まっているため、斡旋を希望しないと回答されます。中間管理機構に斡旋を希望するようなことがあれば、事務局の方も次に耕作してもらおう人を探す等の対応をしたいと思っています。
委員	ありがとうございました。
議長	では、これから議案審議に入ります。
	議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について





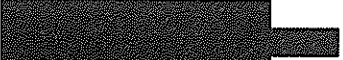
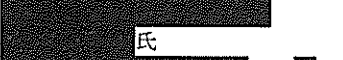

議長	議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について、本日3件の申請が出ています。</p> <p>受付・申請番号213-7号</p> <p>譲受人の住所氏名 [redacted] 氏</p> <p>譲渡人の住所氏名 [redacted] 氏</p> <p>申請の土地 他 [redacted] 筆</p> <p>現況地目 田</p> <p>登記簿地目 田</p> <p>合計面積 5,007㎡</p> <p>種類 所有権移転</p> <p>対価 売買</p> <p>期間 許可の日から永久</p> <p>譲渡理由 [redacted] から相続した土地で、現在、[redacted] に居住し今後帰る予定もない。隣接地を耕作されている譲受人へ譲渡する。</p> <p>譲渡理由 譲渡人の要望による。</p> <p>備考 取得後農地面積19,917㎡</p> <p>13ページに位置図をつけていますのでご覧ください。</p>
議長	ありがとうございました。 地元委員からの現地確認報告をお願いします。
大谷委員	[redacted] さんと [redacted] さんは [redacted] ということですので、[redacted] さんが購入するのが一番良いという話をしたのですが、この土地は [redacted] と [redacted] さんの間で利用権設定をしておられます。[redacted] の [redacted] 代表に確認したところ、その通りだと言われました。合意解約もまだされていないとのことでしたので、深石事務局長にその辺りの確認をしてくださいという申し出をしているところです。
議長	ありがとうございました。 事務局から説明をお願いします。
事務局	先程の依頼を受けまして、[redacted] の [redacted] 代表と [redacted] さんに確認を行いました。[redacted] さんとしては、[redacted] さんからも報告があったが、自分の一存では決められないので、今月末から来月のところで総会を開催し、合意解約をするかどうかについて構成員の皆さんと話し合いをしたいとのことでした。[redacted] さんへそのことについて話したところ、自分が作っていきたく思っているの、話し合いをしてくださいということでした。 3条申請につきましては、許可が下りてから1年以内に自ら耕







	<p>作するということが決まっていますので、今回のように合意解約が出ていない状態で3条申請が挙がってくるということはありません。</p> <p>今回につきましては、双方から合意解約が提出された時に許可するといった条件付きの許可を出すか、合意解約された後にもう一度審議して許可を出すという2つの方法があると思いますので、委員の皆様にはその辺り決めていただききたいと思います。</p>
議長	利用権の契約期間はいつまでとなっていますか。
事務局	契約期間は令和6年2月末日までとなっています。
議長	ありがとうございました。 只今、事務局から説明がございましたが、皆様からご意見がございましたか。
[redacted] 委員	<p>私としては合意解約が出てきてから3条申請の審議という形をとらせていただくのが良いと思います。</p> <p>また、この近辺で同じように [redacted] が利用権設定している土地を買い取たいという話が出ています。土地の所有者は県外におられるようですが、役場の定住担当者が間に入って手続きをするということで話が進んでおり、売買の金額まで決まっているとのことでした。土地を購入する予定の方に先日会いに行きまして、実は [redacted] さんのところでこのような問題が起こっているから、[redacted] と所有者の利用権設定を合意解約しないと勝手に買うことはできないと思うというような話をしました。</p> <p>役場としても今後、売買ということになれば、購入予定者がそのような手続きに動くのではなく、県外におられる所有者と耕作者で合意解約の手続きをするべきだということまで話をした方が良いのではないかと思います。</p>
議長	ありがとうございました。 その他ご意見はございませんか。
[redacted] 委員	よろしいですか。 私も [redacted] 委員がおっしゃる通り、今回は相手が [redacted] で既に利用権設定が設定してある土地ですので、きちんと合意解約ができたのを確認してから、次に進んだ方が途中で揉めるということがなくて安心ではないかと思います。
議長	ありがとうございました。 では皆様、合意解約が出された後に審議をするということですがでしょうか。
[redacted] 委員	よろしいですか。 利用権設定は基盤強化法に基づくもので、3条申請は農地法に基づくものです。私には分からないのですが、それぞれの法律の優劣関係はどうなっているのでしょうか。より上位の法律に従わ










事務局	なければいけないと思いますがいかがでしょうか。
議長	3条許可は自ら農地を耕作することが決まっている場合に下ります。今回の件につきましては、利用権設定がされており、現状では自ら耕作しないという状態ですので、そこがクリアされない限り許可できないという解釈もできると思います。
議長	そういたしますと今回の案件につきましては、保留案件とし、合意解約後の審議ということでよろしいでしょうか (一同、異議なし)
議長	では引き続き第1号議案について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。 では続いて、14ページをご覧ください。
	受付・申請番号213-8号 譲受人の住所氏名 [氏] 譲渡人の住所氏名 [氏] 他 [筆] 申請の土地 田及び畑 現況地目 田及び畑 登記簿地目 田及び畑 合計面積 7,413㎡ 種類 所有権移転 対価 贈与 期間 許可の日から永久 譲渡理由 高齢であることからすべての不動産の権利を [氏] へ贈与により移転する。 譲受理由 譲渡人の要望による。 備考 取得後農地面積7,413㎡ 15ページに位置図をつけていますのでご覧ください。
議長	ありがとうございました。 地元委員は私ですので、私の方から現地確認報告をいたします。 譲受人の [氏] さんから話を聞きまして、 [氏] から [氏] に変更したいのでよろしくお願ひしますとのことでした。
議長	引き続き事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。 では続いて、16ページをご覧ください。
	受付・申請番号213-9号

	譲受人の住所氏名 [氏] 譲渡人の住所氏名 [氏] 申請の土地 他 [筆] 現況地目 田及び畑 登記簿地目 田及び畑 合計面積 8,734㎡ 種類 所有権移転 対価 売買 期間 許可の日から永久 譲渡理由 [氏] から相談した土地で、現在、 [氏] に居住し今後帰る予定もない。 [氏] にあたる譲受人に土地、建物、農地の全てを売却する。 譲受理由 譲渡人の要望による。 備考 取得後農地面積8,734㎡ 18ページに位置図をつけていますのでご覧ください。
議長	ありがとうございました。 地元委員からの現地確認報告をお願いします。
[氏] 委員	[氏] 月 [氏] 日に [氏] さんから連絡がありまして話を聞きました。 [氏] さんと [氏] さんは [氏] とのことで、現在、 [氏] さんは [氏] さんの家に住んでおられ、農地も [氏] さんが耕作しておられるとのことでした。この度、 [氏] さんが [氏] さんの土地と建物を購入することになったそうですので、よろしくお願ひします。
議長	ありがとうございました。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員ですので議第1号は原案どおり可決いたしました。 受付番号213-7号につきましては、保留案件ですので、次回以降に審議させていただきます。
	議第2号 農用地利用集積計画の決定について
議長	議第2号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>議第2号 農用地利用集積計画について、本日8件の申請が出ています。</p> <p>整理番号1</p> <p>利用権の設定を受ける者 </p> <p>利用権を設定する者  氏</p> <p>利用権を設定する土地  他筆</p> <p>現況地目 田</p> <p>合計面積 12,774㎡</p> <p>設定する権利</p> <p>利用権の種類 賃借権</p> <p>内容 水田</p> <p>作付け 93.50a</p> <p>始期 令和3年11月1日</p> <p>終期 令和13年12月31日</p> <p>契約 10年2月</p> <p>新・再 新規設定</p> <p>借賃 全体で玄米10袋</p> <p>支払方法 毎年11月末日までに転借人が本人に手渡し</p> <p>整理番号2</p> <p>利用権の設定を受ける者 </p> <p>利用権を設定する者  氏</p> <p>利用権を設定する土地  他筆</p> <p>現況地目 田及び畑</p> <p>合計面積 13,299㎡</p> <p>設定する権利</p> <p>利用権の種類 賃借権</p> <p>内容 水田及び畑地</p> <p>作付け 117.63a</p> <p>始期 令和3年11月1日</p> <p>終期 令和13年12月31日</p> <p>契約 10年2月</p> <p>新・再 新規設定</p> <p>借賃 全体で玄米12袋</p> <p>支払方法 毎年11月末日までに転借人が本人に手渡し</p> <p>整理番号3</p> <p>利用権の設定を受ける者 </p> <p>利用権を設定する者  氏</p>
-----	--

	<p>利用権を設定する土地  他筆</p> <p>現況地目 田</p> <p>合計面積 10,266㎡</p> <p>設定する権利</p> <p>利用権の種類 賃借権</p> <p>内容 水田</p> <p>作付け 88.20a</p> <p>始期 令和3年11月1日</p> <p>終期 令和13年12月31日</p> <p>契約 10年2月</p> <p>新・再 新規設定</p> <p>借賃 全体で玄米10袋</p> <p>支払方法 毎年11月末日までに転借人が本人に手渡し</p> <p>整理番号4</p> <p>利用権の設定を受ける者 </p> <p>利用権を設定する者  氏</p> <p>利用権を設定する土地  他筆</p> <p>現況地目 田</p> <p>合計面積 20,021㎡</p> <p>設定する権利</p> <p>利用権の種類 賃借権</p> <p>内容 水田</p> <p>作付け 144.70a</p> <p>始期 令和3年11月1日</p> <p>終期 令和13年12月31日</p> <p>契約 10年2月</p> <p>新・再 新規設定</p> <p>借賃 作付け10a当り玄米1袋</p> <p>支払方法 毎年11月末日までに転借人が本人に手渡し</p> <p>整理番号5</p> <p>利用権の設定を受ける者 </p> <p>利用権を設定する者  氏</p> <p>利用権を設定する土地  他筆</p> <p>現況地目 田</p> <p>合計面積 8,303㎡</p> <p>設定する権利</p> <p>利用権の種類 賃借権</p> <p>内容 水田</p> <p>作付け 71.60a</p> <p>始期 令和3年11月1日</p>
--	--

終期	令和13年12月31日
契約	10年2月
新・再	新規設定
借賃	作付け10a当り玄米1袋
支払方法	毎年11月末日までに転借人が本人に手渡し
整理番号6	
利用権の設定を受ける者	
利用権を設定する者	 氏
利用権を設定する土地	 他筆
現況地目	田及び畑
合計面積	19,323㎡
設定する権利	賃借権
利用権の種類	水田及び畑地
内容	156.32a
作付け	令和3年11月1日
始期	令和6年12月31日
終期	3年2月
契約	新規設定
新・再	作付け10a当り7,000円
借賃	一部作付け10a当り4,000円
支払方法	毎年12月末日までに口座振り込み
整理番号7-1	
利用権の設定を受ける者	
利用権を設定する者	 氏
利用権を設定する土地	 他筆
現況地目	田
合計面積	12,774㎡
設定する権利	賃借権
利用権の種類	水田
内容	93.50a
作付け	令和3年11月1日
始期	令和13年12月31日
終期	10年2月
契約	新規設定
新・再	全体で玄米10袋
借賃	毎年11月末日までに転借人が本人に手渡し
支払方法	

整理番号7-2	
利用権の設定を受ける者	 氏
利用権を設定する者	 他筆
利用権を設定する土地	 他筆
現況地目	田及び畑
合計面積	13,299㎡
設定する権利	賃借権
利用権の種類	水田及び畑地
内容	117.63a
作付け	令和3年11月1日
始期	令和13年12月31日
終期	10年2月
契約	新規設定
新・再	全体で玄米12袋
借賃	毎年11月末日までに転借人が本人に手渡し
支払方法	
整理番号7-3	
利用権の設定を受ける者	 氏
利用権を設定する者	 他筆
利用権を設定する土地	 他筆
現況地目	田
合計面積	10,266㎡
設定する権利	賃借権
利用権の種類	水田
内容	88.20a
作付け	令和3年11月1日
始期	令和13年12月31日
終期	10年2月
契約	新規設定
新・再	全体で玄米10袋
借賃	毎年11月末日までに転借人が本人に手渡し
支払方法	
整理番号7-4	
利用権の設定を受ける者	 氏
利用権を設定する者	 他筆
利用権を設定する土地	 他筆
現況地目	田
合計面積	20,021㎡

設定する権利	
利用権の種類	賃借権
内容	水田
作付け	144.70a
始期	令和3年11月1日
終期	令和13年12月31日
契約	10年2月
新・再借賃	新規設定
借賃	作付け10a当り玄米1袋
支払方法	毎年11月末日までに転借人が本人に手渡し
整理番号7-5	
利用権の設定を受ける者	氏
利用権を設定する者	他筆
利用権を設定する土地	
現況地目	田
合計面積	8,303㎡
設定する権利	
利用権の種類	賃借権
内容	水田
作付け	71.60a
始期	令和3年11月1日
終期	令和13年12月31日
契約	10年2月
新・再借賃	新規設定
借賃	作付け10a当り玄米1袋
支払方法	毎年11月末日までに転借人が本人に手渡し
整理番号8	
利用権の設定を受ける者	氏
利用権を設定する者	他筆
利用権を設定する土地	
現況地目	田及び畑
合計面積	19,323㎡
設定する権利	
利用権の種類	賃借権
内容	水田及び畑地
作付け	156.32a
始期	令和3年11月1日
終期	令和6年12月31日
契約	3年2月

	新・再借賃	新規設定
		作付け10a当り7,000円
		一部作付け10a当り4,000円
	支払方法	毎年11月末日までに口座振り込み
	備考欄にあるページに位置図をつけていますのでご覧ください。	
議長	このことについて地元委員の現地確認報告を求めます。整理番号1から順にお願いします。	
委員	下來島に関する整理番号1、4、5について報告します。いずれも事務局の説明の通りで、集落につきましては、ほぼさんが集積している状況です。	
議長	ありがとうございました。整理番号3について報告をお願いします。	
委員	先日確認を行いました。先程、事務局が説明された通りですので、よろしくをお願いします。	
議長	ありがとうございました。整理番号2、6については、地元委員が欠席ですので、事務局より報告をお願いします。	
事務局	整理番号2、6につきましても、それぞれ公社と一緒に話を聞かせていただき確認しておりますので、よろしくお願いたします。	
議長	ありがとうございました。これより質疑を受付けます。何かございませんか。 (意見なし)	
議長	質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)	
議長	挙手全員ですので議第2号は原案どおり可決いたしました。以上を持ちまして、議案審議を終了します。	
議長	続きまして、情報提供ですが、私の方から1点お話があります。以前から話に出ていますが、農業委員本人が関係する案件につきましても、本人が確認・説明をするのではなく、今後は隣の地区を担当している委員に確認・報告をしていただくようお願いいたします。 その他、情報提供があればお願いいたします。	

委員	(7番挙手) 11番委員に1点お聞きしたいことがございます。 現在、公社を通した受け手や出し手に対して助成金があるのでしょうか。
委員	一部ではなく、全ての農地を公社に預けて自分は離農する場合に出し手に経営転換協力金というものが反当15,000円出ます。ただし、無条件に出るのは今年までで、来年度からは地域の集積度合に応じて金額が変わる地域集積協力金というものに該当する場合でないと経営転換協力金は出なくなります。単価も反当10,000円に下がります。 受け手に対しては島根県から協力金が出ますが、交付要件に美味しなね認証の取得がございますので、ハードルが高いです。
議長	7番委員、よろしいですか。
委員	はい。
議長	では、事務局より情報提供をお願いいたします。
事務局	事務局より「農地機構だより」、「2021年度全国農業図書普及推進図書」、「全国農業新聞」について、資料を基に情報提供がなされた。
議長	ありがとうございました。 私の方からも2点ほど情報提供がございます。 1点目は農業者年金についてです。現在、私が推進部長になっていますが、飯南町の対象者は新規就農者ぐらいでその他はほとんどおられません。農閑期に私と事務局で訪問しようと思っています。 2点目はGAPの取得に対する補助についてです。現在、 と に新規就農者がおられますが、補助事業の要件にGAPの取得があるため、生産物を出荷しながら書類作りをされておられます。GAPを取得するためには保管庫等が必要となりますが、新規就農者の方々は基本的に何も持っておられません。補助金が40万円程度あるようですが、それでは到底賄えないとのことでした。 また、先日開催されたJAの運営委員会の場で、JAとして新規就農者に対して何かしらの支援をお願いできないかという話もさせていただきました。役場の方にも話しに行きたいと思っています。 以上になります。その他情報提供があればお願いいたします。
委員	1点よろしいですか。 先般、災害復旧について、産業振興課から簡易な補修は多面的機能支払制度または中山間等直接支払制度でなさい、しても良いという通知があったのですが、それに伴って補修をしたところでトラブルが起きています。内容としては、杭が打ってある部分を構った際に設計業者から、これは構ってあるからできませんと

議長	言われたというものです。建設課に確認したところ、建設課としては激甚災害で見ると言われましたが産業振興課は多面や中山間で直せと言われます。話が矛盾していますが、同じ役場として産業振興課と建設課は話し合いをした上で進めているのでしょうか。
事務局	どうでしょうか。 災害復旧につきましては、仮復旧などが出来る場合については中山間直払などを利用してくださいというお願いをしております。
委員	それは分かりますが、杭が打ってあるところについても、水を止めて秋作業ができるよう応急で直さないといけないところもあります。しかし、応急で直すと設計業者からはここはもう応急で直っているため、補助金対象ではないと言われます。話が矛盾していると昨日お叱りを受けましたので、その辺りをきちんと産業振興課と建設課で協議してやっていただきたいと思います。 中山間直払ではなく、激甚災害として直した方がはるかに安価なところを中山間直払で直しなさいというのはおかしいのではないのでしょうか。きちんと内部協議をしてから説明をしていただきたいと思います。
議長	内部協議してから皆さんに通知をしていただきたいということですね。
委員	はい。
議長	13万円から40万円以下は小災害で個人負担が15%、13万円未満はすべて自己負担だったかと思います。
委員	それについても激甚災害に指定してあるので、手出しも少ないという話がきています。
議長	激甚災害の指定を受けていますが、まだ査定が完全に終わっておらず、農地や農用地施設災害部分は11月上旬に査定を受けるようです。災害復旧の大小で対応も変わってくると思いますので、役場で内部協議して通知を出すようにお願いします。 農作業をする以上、田へ水を入れたり止めたりということは必要なことですので、工事しているしていないという問題ではないと思います。ですので、その辺りについては役場から設計業者へ話をさせていただきたいと思います。
委員	議長はそう言われますが、現場では勝手なことをしたので災害対象からは除外しますと言われていました。災害復旧に対しての指揮命令系統が役場で一本化されていないのが問題です。 私は先般、産業振興課が実際に災害現場を見て歩いたのかと言

議長	<p>ったと思います。その時には測量杭が打ってありましたので、産業振興課の人は現場を見たら建設課と話を進めないといけないうことが分かるはずで。課が単独で動いているからこういう事態が発生することになるのではないですか。</p>
事務局	<p>わかりました。 産業振興課と建設課で協議をして今後の対策をお願いしたいと思えます。</p>
議長	<p>はい。</p>
委員	<p>その他、情報提供はございませんか。</p>
委員	<p>すみません。 先月、赤来担い手連絡協議会の認定農業者部会で農業委員会へ地代についての要望が出ましたのでお伝えします。部会構成員の認定農業者の多くが地代を10a当り玄米1袋から2袋で設定していますが、今年は米の値段が易くなりましたので、来年も安くなるようなら太刀打ちできないという話をされました。中には極端な話ですが、地代を払う必要がないのではないかと言われる方もおられました。これ以上米価が下がるようだと、今後は契約しないという方も出てくる可能性があります。 部会では、認定農業者が米を作らせてもらっているという概念が疑問視されており、田の所有者は田を作ったなら米を持って来いという時代ではなく、米は少し分けてもらうだけで良いので作ってくださいという考え方をしてほしいとのことです。 最終的に、部会からは農業委員会へ地代を安くするまたは無料にするよう、農地の出し手に話をしてほしいと言われました。私の方からは地代の設定は個人同士の契約ですので、農業委員会から指示はできませんという話はさせてもらっていますが、その考え方については尤もだと思います。</p>
議長	<p>委員のされた話については私も聞いたことがありますが、その時は農業委員会で安い地代を設定するか使用貸借権のような形で一本化してほしいと言われました。私の方でも、農業委員会でそのようなことを決めることはできない、地代の設定はあくまでも認定農業者と地主との間で決めていただくものだと思えました。</p>
委員	<p>今後、高齢な地主が増えてきますと自分では耕作できない農地がたくさん出てくると思いますが、中間管理機構も受け手がいないと農地を引き受けてくれませんので、どのように対応していくかを農業委員会と事務局で考えていかなければならないと思っています。</p>
委員	<p>米価の変動に伴い、利用権設定の内容変更や合意解約について都度、話し合うことはできるかもしれません。</p>
委員	<p>よろしいですか。</p>

委員	<p>今、委員が言われたように相対での利用権設定の場合は合意解約が必要となりますが、中間管理機構を通した契約においては内容の変更申請が可能です。</p>
議長	<p>私からもよろしいですか。 私は法人の役員をしております。法人があれば大丈夫だと言われますが、どの法人も構成員が高齢化しつつあります。私のところの主たる従事者は70歳以上の方ですので、5年後が見えないという状況です。 今回、色々な声が挙がる中、農業委員会で新たな提言をまとめる時期に来ているのではないかと考えています。</p>
委員	<p>委員の皆様にご意見を出していただき、新しい飯南町の農業を模索していくのも良いことだと思います。</p>
議長	<p>提言の中に入れていただきたいことが1点ございます。 部会に在住しておられ、自分で耕作されない方の農地にソーラーパネルが設置できるようになっていますが、集落のど真ん中にそのようなものを作ってられると、何かにつけて支障が出てくるような気がします。国は太陽光発電を進めています。飯南町では太陽光発電についてはこうしようという条例を制定していただき、農業や地域の環境に影響が出ないよう対策を取っていただくように首長に伝えていただきたいです。</p>
議長	<p>今、委員が言われたことも含めて話し合いを進めていければと思います。 その他、情報提供はございませんか。</p>
議長	<p>(情報提供なし)</p>
議長	<p>その他、何かございませんか。</p>
事務局	<p>来月の農業委員会は、11月26日(金)に飯南町役場2階会議室で行います。</p>
議長	<p>その他、何かございませんか。</p>
議長	<p>(意見なし)</p>
議長	<p>ないようですので、以上をもちまして総会を終了します。</p>
	<p>終了時間 10時 55分</p>
	<p>会 長</p>

	8番委員	㊦
	9番委員	㊦